

すさきスタートアップコンテスト 2026 実施要領

1. 趣 旨

本事業は地域で何かを実現してみたい方のアイデアやノウハウを広く募り、創発する地域作りを目的とし実施するものです。過疎化や空き家・空き店舗、担い手不足などの課題解決や地域資源を活用する新たなアイデア、地域を元気にしてくれる創造的な人材をコンテストという形で募集します。

これまで須崎市では「須崎を創る！ビジネスプラン塾」や「須崎未来塾」で地域人材の育成に取り組んできました。また「NPO 法人 暮らすさき」「りぐる浦ノ内」

「Bokkent」「須崎総合高校」をはじめ様々な団体が須崎を楽しみながら活動をしています。

あなたも、こうした魅力的な人々と一緒に須崎市で活動してみませんか。

課題解決や地域資源を活用するあなたのアイデアで須崎市を「新規創業を温かく迎えるまち」にしましょう。

2. コンテストの概要

■応募条件

プランに本気で取り組む情熱のある方、市内外問わずどなたでも応募いただけます。

応募いただく分野や事業内容に定めはありません。

大小問わず、須崎を盛り上げてくれるアイデアをお待ちしています。

- ・ 個人、団体、企業など形態は問いません。
- ・ 第二創業（既存の事業者が新たに別の事業へ進出）も対象となります。
- ・ 受賞後1年間は、須崎市内を拠点として活動してください。

■表 彰

賞金最大 100万円

※審査の結果、受賞者が出ない場合もあります。

※賞金の交付は須崎市ビジネスプラン支援事業費補助金にて行います。

■ 募集期間

令和 8 年 7 月 1 日（水）～ 令和 8 年 8 月 31 日（月）

3. 申込方法

■ 提出物

応募様式

※須崎市役所ホームページより、様式をダウンロードしてください。

※その他、関連資料がある場合は適宜添付してください。

（但し、応募様式とは別に A4 サイズ 5 ページ分までとします）

■ 提出先

メール：genki@city.susaki.lg.jp

件 名：「すさきスタートアップコンテスト応募」

郵 送：〒785-8601 高知県須崎市山手町 1 番 7 号

須崎市役所 元気創造課 宛

■ 提出期限

令和 8 年 8 月 31 日（月） 17 時 必着

4. 選考方法

一次審査（書類審査）および最終審査会（プレゼンテーション）を経て、受賞者を決定します。審査にあたってはプランの実現性、持続性、須崎市への貢献度、創意工夫、創業への熱意や主体性を重視し選考を行います。

■ 選考の流れ

【一次審査】 令和 8 年 9 月上旬

応募いただいたプラン全てに、審査結果を文書でお知らせします。

【オリエンテーション】 令和8年9月19日（土）

一次審査を通過した方へ、スタートアップコンテストの趣旨や今後のスケジュール等についての説明会を実施します。

【プランの磨き上げ】 令和8年10月～令和9年2月にかけて随時

プランをより具体化するため、ブラッシュアップを行っていただきます。必要に応じて、個別指導や視察等のサポートを実施します。

【プレゼン練習会】 令和9年2月20日（土）予定

最終審査会に向けて、プレゼンテーションの練習会を実施します。

【最終審査会】 令和9年2月21日（日）予定

最終審査会にて10分程度のプレゼンテーションを行っていただき、受賞者を決定します。

※応募者は原則、全日程にご参加をお願いします。

■支援体制

プランの内容や応募者の希望により、須崎市内の各種団体または高知県の起業関連団体への支援要請の窓口業務を行います。

5. 注意事項

- ① 特許・実用新案権等の知的財産権は、応募者に帰属します。応募するプランの内容や営業秘密・ノウハウ等の情報の法的保護についても応募者の責任において対策を講じた上で、一般に公表しても差し支えない内容でお願いします。この件に関して、主催者はいかなる責任も負わないものとします。
- ② 応募書類は第3者に公表することはありません。ただし、最終審査会においては一般の方も参加する会場においてプレゼンテーションを行っていただく必要があり、事業の広報等を目的としてプランの内容（応募者氏名、プランの名称、概要等）を公表させていただきます。

- ③ 他のコンテストの受賞や補助制度の採択を受けている場合、同一のプラン（内容）での応募はできません。ただし、プランをブラッシュアップし新たな付加価値や須崎市に合ったサービス等を加えた内容であれば、応募することができます。
- ④ 選考途中で知り得た情報や応募者自身が対外的に公表していない情報等については、主催者として公表はいたしません。
- ⑤ 須崎市及び報道機関が記録・広報用として写真・動画の撮影を行う場合があります。撮影された素材は、須崎市ホームページ、SNS、広報誌等で公開される場合があります。ご参加いただいた時点で、撮影および掲載への同意をいただいたものとみなしますのであらかじめご了承ください。
- ⑥ 応募（提出）書類は当コンテストの審査にのみ使用します。なお、書類の返却は行いません。
- ⑦ 受賞後には、補助金交付申請のため事業計画書や見積書等の書類を提出していただく必要があります。交際費や漠然とした資金繰りのために補助金を交付することはできませんのであらかじめご了承ください。

6. お問い合わせ先

須崎市役所 元気創造課 TEL : 0889-42-3951 (担当 : 田尾・明神)